

事務連絡
令和2年3月10日

各都道府県地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）担当課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
老健局振興課

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した
介護施設・事業所内保育施設の活用について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から春休みまで、臨時休業を行うよう政府から要請を行ったところです。

これに伴い、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもについて、特に小学校低学年の子ども等については、留守番が困難な場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合も想定されます。

このため、今回の臨時休業に際して、子どもの居場所確保に向けた体制を確保する観点から、地域医療介護総合確保基金の「介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業」を活用し、学童保育（小学校低学年）についての受入も可能でありますので、各都道府県担当課におかれては、改めて御理解のうえ、本事業を積極的に活用いただくとともに、管内市区町村、関係機関、関係団体等に対して周知をお願いいたします。